

四 半 期 報 告 書

(第26期第1四半期)

自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

日本たばこ産業株式会社

(E00492)

目 次

頁

表 紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	事業の内容	2
3	関係会社の状況	2
4	従業員の状況	2
第2	事業の状況	3
1	生産、受注及び販売の状況	3
2	事業等のリスク	3
3	経営上の重要な契約等	3
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3	設備の状況	9
第4	提出会社の状況	10
1	株式等の状況	10
(1)	株式の総数等	10
(2)	新株予約権等の状況	11
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	17
(4)	ライツプランの内容	17
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移	17
(6)	大株主の状況	17
(7)	議決権の状況	18
2	株価の推移	18
3	役員の状況	18
第5	経理の状況	19
1	四半期連結財務諸表	20
(1)	四半期連結貸借対照表	20
(2)	四半期連結損益計算書	22
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23
2	その他	36
第二部	提出会社の保証会社等の情報	37

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第26期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【縦覧に供する場所】	日本たばこ産業株式会社 埼玉支店 （さいたま市大宮区下町一丁目55番1号） 日本たばこ産業株式会社 横浜支店 （横浜市西区花咲町六丁目143番地） 日本たばこ産業株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号） 日本たばこ産業株式会社 大阪支店 （大阪市北区大淀南一丁目5番10号） 日本たばこ産業株式会社 神戸支店 （神戸市中央区中山手通三丁目7番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第26期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第25期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	1,463,121	1,467,099	6,134,695
経常利益(百万円)	78,814	71,586	255,377
四半期(当期)純利益(百万円)	42,869	22,840	138,448
純資産額(百万円)	1,743,545	1,724,224	1,723,278
総資産額(百万円)	3,940,033	3,861,632	3,872,595
1株当たり純資産額(円)	174,606.49	172,076.95	172,139.61
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	4,474.90	2,384.18	14,451.67
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	4,474.44	2,383.65	14,448.89
自己資本比率(%)	42.46	42.69	42.58
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	32,943	27,493	320,024
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△13,074	△29,393	△84,057
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△74,726	△35,258	△250,398
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	118,668	117,773	154,368
従業員数(人)	48,911	49,640	49,665

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社、連結子会社257社及び持分法適用関連会社16社）が営む事業の内容について、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。また、主な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した重要な関係会社に異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	49,640 [10,789]
---------	-----------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。
2. 第1四半期決算日が3月31日の海外子会社については、平成22年3月31日現在の従業員数により算定しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	9,104 [1,380]
---------	---------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。
2. 従業員数は、契約社員（94人）、退職者（72人）、当社への出向（72人）を含み、当社からの出向者及び退職を前提とする長期休暇取得者（計1,116人）は含んでおりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、食品事業において広範囲かつ多種多様な製品の生産・販売を行っており、その品目・形式・容量・包装等は多種類であること、また主要な製品については受注生産を行っていないことから、各セグメントの生産規模及び受注規模を金額及び数量で表示することはしておりません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

また、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号）の適用開始に伴い、当連結会計年度より、マネジメント・アプローチに基づき、経営陣が経営上の意思決定等に使用する一連のセグメント情報を開示しております。

当該セグメント基準の適用に伴う、主な変更点は以下のとおりです。

i) 報告セグメント

マネジメント・アプローチに基づき報告セグメントを決定した結果、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、食品事業の各セグメントを報告セグメントといたしました。

ii) たばこ税売上高の開示

セグメント売上高として、新たにたばこ税相当額を控除したたばこ税売上高を開示することといたしました。これは、たばこ事業を営む当社グループの連結売上高の相当程度を占めるたばこ税については、事業を展開する世界各国でその課税の対象・根拠・課税標準等が異なること等から、国内たばこ事業及び海外たばこ事業に係る経営上の意思決定等に使用する報告セグメント別の売上高として、たばこ税売上高を使用しているためです。

iii) EBITDAの開示

セグメント利益として、EBITDA(減価償却(有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用)及びのれん償却前の営業利益)を開示することといたしました。これはEBITDAを当社グループの経営意思決定及びセグメント別の利益指標として使用しているためです。

iv) セグメント利益の測定方法の見直しについて

セグメント利益につきましては、一部その測定方法について見直しを行いました。海外たばこ事業に区分される海外連結子会社においては、当社が保有するキャメル、ウィンストン等のブランド商標権等を使用してたばこ製品の製造・販売を行っており、当該ブランド商標権等の使用料(以下、ロイヤリティ)を当社に支払っております。従来、当該ロイヤリティのセグメント開示上の取り扱いにつきましては、国内たばこ事業のセグメント利益にロイヤリティ受取額を含めて測定し、海外たばこ事業のセグメント利益はロイヤリティ支払額控除後で測定してまいりました。しかし、各々のセグメントの利益管理においては、ロイヤリティの受け払いの影響を除いていることから、セグメント利益からもこれらの影響を除くことといたしました。

また、マネジメント・アプローチの適用を機に、全社共通経費、資本的支出の各報告セグメントへの配分についても一部見直しております。

v) たばこ事業における調整後税抜売上高の内訳表示について

国内たばこ事業の売上高には、当社たばこ製品の売上高に加え、他社たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等に係る売上高が含まれております。また同様に、海外たばこ事業の売上高についても、他社たばこ製品の卸売販売を含む物流事業等に係る売上高が含まれております。

国内たばこ事業及び海外たばこ事業の業績をご理解いただくにあたり、これらの他社たばこ製品の卸売販売等に係る売上高を控除した売上高が有用であると考え、これを調整後税抜売上高として開示することといたしました。

なお、調整後税抜売上高測定のための調整内容につきましては「(1) 業績の状況 売上高(注)」をご参照ください。

(1) 業績の状況

当社グループは、平成21年4月に策定した中期経営計画「JT-11」のもと、将来に亘る持続的な成長を可能とするために、将来に向けた投資と不断の業務改善の実践に取り組んでおります。

なお、海外たばこ事業に区分した連結子会社の第1四半期の決算日は3月31日であり、平成22年1～3月の業績を当第1四半期連結会計期間の業績としております。

<売上高>

国内たばこ事業における販売数量減少に伴う売上高の減少を、海外たばこ事業における単価上昇効果及び前年同期に比べ主要市場の現地通貨が有利に推移した影響が相殺し、前年同期と同水準の1兆4,670億円（前年同期比0.3%増）となりました。たばこ税抜売上高につきましても、前年同期と同水準の6,014億円（前年同期比0.6%減）となりました。

	平成22年3月期 第1四半期 連結会計期間 (億円)	平成23年3月期 第1四半期 連結会計期間 (億円)	前年同期比増減	
			(億円、%)	
連結売上高	14,631	14,670	39	0.3
国内たばこ事業	7,797	7,253	△543	△7.0
海外たばこ事業	5,683	6,288	604	10.6
医薬事業	111	118	6	6.2
食品事業	988	962	△26	△2.7

※ 外部売上高で表示しております。

※ 連結売上高には、上記の他、不動産賃貸等に係るその他の売上高があります。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメント情報 3. 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容」をご参照ください。

連結売上高からたばこ税相当額を控除した、たばこ税抜売上高は以下のとおりです。

	平成22年3月期 第1四半期 連結会計期間 (億円)	平成23年3月期 第1四半期 連結会計期間 (億円)	前年同期比増減	
			(億円、%)	
連結売上高	14,631	14,670	39	0.3
たばこ税相当額	8,582	8,656	73	0.9
たばこ税抜売上高	6,048	6,014	△34	△0.6

※ 平成22年3月期第1四半期連結会計期間のたばこ税抜売上高は非監査の参考情報であり、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメント情報等」の前第1四半期連結累計期間の情報には当該数値は記載されておられません。

国内たばこ事業及び海外たばこ事業別のたばこ税売上高等の情報は以下のとおりです。

〔国内たばこ事業〕

	平成22年3月期 第1四半期 連結会計期間 (億円)	平成23年3月期 第1四半期 連結会計期間 (億円)	前年同期比増減	
			(億円、%)	
たばこ税込売上高	7,797	7,253	△543	△7.0
たばこ税抜売上高	2,599	2,423	△175	△6.8
内、調整後税抜売上高 (注)	1,583	1,461	△122	△7.7

(注) 国内たばこ事業においては輸入たばこ、国内免税、中国事業等に係る売上高を控除しております。

〔海外たばこ事業〕

	平成22年3月期 第1四半期 連結会計期間 (億円)	平成23年3月期 第1四半期 連結会計期間 (億円)	前年同期比増減	
			(億円、%)	
たばこ税込売上高	5,683	6,288	604	10.6
たばこ税抜売上高	2,298	2,461	163	7.1
内、調整後税抜売上高 (注)	2,013	2,151	137	6.8

(注) 海外たばこ事業においては物流事業、葉たばこ販売、製造受託等に係る売上高を控除しております。

※ 国内たばこ事業及び海外たばこ事業の平成22年3月期第1四半期連結会計期間のたばこ税抜売上高及び調整後税抜売上高については非監査の参考情報であり、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメント情報等」の前第1四半期連結累計期間の情報には当該数値は記載されておられません。

＜売上原価・販売費及び一般管理費＞

売上原価は前年同期比114億円増加の1兆1,973億円（前年同期比1.0%増）、販売費及び一般管理費は前年同期比23億円減少の1,906億円（前年同期比1.2%減）となりました。

＜営業利益／EBITDA＞

国内たばこ事業における減収影響を主因として、また、海外たばこ事業における葉たばこ価格の上昇を受けた売上原価の増加等が一部影響し、前年同期比51億円減益の791億円（前年同期比6.1%減）となりました。また、EBITDAにつきましては、国内たばこ事業における一部商標権の償却終了等により減価償却費が47億円減少したことから、前年同期比98億円減益の1,326億円（前年同期比6.9%減）となりました。

	平成22年3月期 第1四半期 連結会計期間 (旧会計基準) (億円)	平成22年3月期 第1四半期 連結会計期間 (新会計基準) (億円)	平成23年3月期 第1四半期 連結会計期間 (新会計基準) (億円)	前年同期比増減	
				(新会計基準) (億円、%)	
営業利益	842	842	791	△51	△6.1
EBITDA	1,425	1,425	1,326	△98	△6.9
国内たばこ事業	696	670	583	△86	△12.9
海外たばこ事業	679	740	728	△11	△1.5
医薬事業	△23	△23	△20	2	—
食品事業	38	38	40	1	5.1

※ EBITDAには、上記の他、その他の売上高に係るEBITDA等があります。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメント情報 3. 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計書計上額との差額及び当該差額の主な内容」をご参照ください。

※ EBITDA = 営業利益 + 減価償却費（有形固定資産、無形固定資産、長期前払費用及びのれんの償却を含む）

※ セグメント情報の新会計基準に基づく平成22年3月期第1四半期連結会計期間の各数値については、非監査の参考情報であり、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメント情報等」の前第1四半期連結累計期間の情報には当該数値は記載されておられません。

<経常利益>

受取利息の減少を借入金の返済及び社債の償還等に伴う支払利息の減少が上回り、金融損益は改善したものの、為替差損を計上したこと等から営業外損益は20億円悪化しました。営業利益までの51億円の減益をあわせ、経常利益は前年同期比72億円減益の715億円（前年同期比9.2%減）となりました。

<四半期純利益>

固定資産売却益の減少に加え、カナダにおける行政法規違反に係る過料の支払による損失計上等により、特別損益は224億円悪化しました。経常利益までの72億円の減益とあわせ、税金等調整前四半期純利益は前年同期比296億円減益の539億円となりました。四半期純利益は、利益の減少により法人税等の計上額が97億円減少したこと等から、前年同期比200億円減益の228億円（前年同期比46.7%減）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

[国内たばこ事業]

当第1四半期連結会計期間における紙巻たばこの販売数量は、前年同期に対し30億本減少し、359億本（注）（前年同期比7.9%減）、シェアについては64.5%（前年同期比0.6ポイント減）、千本当税抜売上高は4,054円となりました。

これらは、主に少子化や高齢化の進展等といった構造的な要因に加えて、平成22年10月実施予定の増税・定価改定の影響による需要の減少によるものです。加えて、前年度末にかけてマイルドセブン・ファミリーのブランド強化施策の実施に伴い店頭在庫が増加した一時的な要因等も影響しております。しかしながら、当社が特に注力しているブランドの内、セブンスター・ファミリー及びピアニッシモ・ファミリーにおいては、前年度からの新製品の投入、ブランドの育成及び積極的な販売促進活動等により順調に推移しており、またマイルドセブン・ファミリーにおいては、平成22年7月に「マイルドセブン・アクア・スカッシュ・メンソール7・ボックス」を発売するなど、引き続きブランド価値の向上に努めております。

また、“火を使わず煙が出ない”まったく新しいスタイルの無煙たばこ「ゼロスタイル・ミント」を地域限定で発売するなど、嗜好品であるたばこをより楽しんでいただくために、味・香りなどの品質向上はもとより、紙巻たばこに限らず、広く商品の開発に取り組み、お客様の多様なニーズにお応えしていくことで、今後もお客様満足の向上に努めてまいります。

この結果、販売数量の減少により、たばこ税抜売上高は前年同期比175億円減収の2,423億円（前年同期比6.8%減）、調整後税抜売上高は前年同期比122億円減収の1,461億円（前年同期比7.7%減）、EBITDAは前年同期比86億円減益の583億円（前年同期比12.9%減）となりました。

また、当第1四半期連結会計期間における国内で生産した紙巻たばこの数量は、前年同期に対し12億本増加し、481億本（前年同期比2.7%増）となりました。

(注) 当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当第1四半期連結会計期間における販売数量9億本があります。

[海外たばこ事業]

当第1四半期連結会計期間におけるGFB(注1)の販売数量は、「ウィンストン」がフィリピン、フランスで、「キャメル」がトルコ、ウクライナで順調に伸張しました。しかしながら、ロシア等での総需要減少に加え、イランにおける不安定な事業環境の影響等により、GFBの販売数量は前年同期に対し25億本減少し546億本(前年同期比4.4%減)、GFBを含む総販売数量は前年同期に対し69億本減少し、941億本(注2)(前年同期比6.8%減)となりました。

当第1四半期連結会計期間においては、販売数量の減少はあるものの、単価上昇効果に加えて、主要市場の現地通貨が、海外たばこ事業の決算を連結する子会社において使用する米国ドルに対して前年同期比で有利に推移したことから、ドルベースのたばこ税抜売上高は前年同期比263百万ドル増収の2,715百万ドル(前年同期比10.7%増)、調整後税抜売上高は前年同期比224百万ドル増収の2,372百万ドル(前年同期比10.4%増)となりました。一方、EBITDAは、葉たばこ価格の上昇を受けた売上原価の増加等から、前年同期比15百万ドルの微増となり、804百万ドル(前年同期比1.8%増)となりました。

これらに加え、邦貨換算時に円高の影響を受けたことから、たばこ税抜売上高は前年同期比163億円増収の2,461億円(前年同期比7.1%増)、調整後税抜売上高は前年同期比137億円増収の2,151億円(前年同期比6.8%増)、EBITDAは前年同期比11億円減益の728億円(前年同期比1.5%減)となりました。

また、当第1四半期連結会計期間における海外で生産した数量は、前年同期に対し64億本減少し、872億本(注3)(前年同期比6.9%減)となりました。

(注1) ブランド・ポートフォリオの根幹を支える「ウィンストン」「キャメル」「マイルドセブン」「ペンソン・アンド・ヘッジス」「シルクカット」「LD」「ソブラニー」「グラマー」の8ブランドをGFB(グローバル・フラッグシップ・ブランド)としております。

(注2) 当該数値の他に、主としてドイツ市場において展開しているプライベートブランドの当第1四半期連結会計期間の販売数量2億本があります。

(注3) 当該数値の他に、主としてドイツ市場において展開しているプライベートブランドの当第1四半期連結会計期間の生産数量1億本があります。

※ 当第1四半期連結会計期間の為替レートにつきましては前年同期比3.07円 円高の1米国ドル=90.69円(前年同期は1米国ドル=93.76円)です。

[医薬事業]

医薬事業につきましては、後期開発品の充実、研究開発パイプラインの強化に注力しております。開発状況としては、自社開発品10品目が臨床試験の段階にあります。

当第1四半期連結会計期間における売上高は、子会社鳥居薬品(株)において「レミッチカプセル(血液透析患者における経口そう痒症改善剤)」「ツルバダ配合錠(抗HIV薬)」等の売上高が伸張したこと等から、前年同期比6億円増収の118億円(前年同期比6.2%増)となり、EBITDAにつきましては、20億円のマイナス(前年同期のEBITDAは23億円のマイナス)となりました。

[食品事業]

当第1四半期連結会計期間における売上高は、加工食品事業で主として外食向け業務用商品の売上が減少したことに加え、一部子会社を連結対象外とした影響等により、前年同期比26億円減収の962億円(前年同期比2.7%減)となりました。EBITDAにつきましては、基幹ブランド「ルーツ」、ステーブル(冷凍麺、米飯、冷凍パン)、調味料(酵母エキス等)への戦力集中による収益力の向上により、前年同期比1億円増益の40億円(前年同期比5.1%増)となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費は、123億円です。

なお、当第1四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

①資金需要

設備投資、運転資金、外部資源の獲得、借入の返済及び利息の支払い並びに配当及び法人税の支払い等に資金を充当しております。

②資金の源泉

主として営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入、社債及びコマーシャル・ペーパーの発行により、必要とする資金を調達しております。

③キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前年度末に比べ365億円減少し、1,177億円となりました（前年同期末残高1,186億円）。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、274億円の収入（前年同期は329億円の収入）となりました。これは、たばこ事業を中心にEBITDAを1,326億円計上した一方、カナダにおける行政法規違反による過料の支払、海外市場におけるたばこ税の増税実施に対応した運転資本の一時的増加、法人税及び賞与の支払等があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、293億円の支出（前年同期は130億円の支出）となりました。これは、有価証券の売却収入等があった一方、有形固定資産の取得等による支出があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、352億円の支出（前年同期は747億円の支出）となりました。これは、長期借入れによる収入があった一方、コマーシャル・ペーパーの償還、配当金の支払等があったことによるものです。

④資金の流動性について

資金の流動性につきましては、手許流動性の確保とともに、コミットメント・ライン等の設定を行うなど、代替調達手段を備えております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画した設備の新設、拡充について、当第1四半期連結会計期間においては、その計画内容に重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	10,000,000	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所 札幌証券取引所	(注) 2
計	10,000,000	10,000,000	—	—

(注) 1. 当社の株式は、日本たばこ産業株式会社法第2条の規定により、当社の成立のときに政府に無償で譲渡された株式(株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率を乗じて得た数)の2分の1以上に当たり、かつ、発行済株式総数の3分の1を超える株式を政府が保有することとされております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

①平成19年6月22日定時株主総会、平成19年12月21日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	409個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。)
新株予約権の目的となる株式の数	409株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年1月9日から 平成50年1月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり581,269円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
新株予約権の取得条項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

②平成20年9月19日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	547個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用していません。)
新株予約権の目的となる株式の数	547株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年10月7日から 平成50年10月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり285,904円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
新株予約権の取得条項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

③平成21年9月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,153個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用していません。)
新株予約権の目的となる株式の数	1,153株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年10月14日から 平成51年10月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり197,517円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
新株予約権の取得条項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	10,000	—	100,000	—	736,400

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿を確認したところ、前事業年度末において上位10名以内の大株主として記載しておりました「ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー（常任代理人 香港上海銀行東京支店）」及び「HSBC BANK PLC A/C THE CHILDRENS INVESTMENT MASTER FUND（常任代理人 香港上海銀行東京支店）」は大株主でなくなり、「ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505225（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）」及び「ザチェースマンハッタンバンク385036（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）」が新たに上位10名以内の大株主となりました。

平成22年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	69,941	0.70
ザチェースマンハッタンバンク385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLYHILLS, CA 90210 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	61,356	0.61

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 419,903	—	(注) 2
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,580,097	9,580,097	(注) 2
端株	—	—	—
発行済株式総数	10,000,000	—	—
総株主の議決権	—	9,580,097	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が168株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数168個が含まれております。
2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	419,903	—	419,903	4.20
計	—	419,903	—	419,903	4.20

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高 (円)	350,500	327,500	306,500
最低 (円)	305,000	275,000	275,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	119,210	155,444
受取手形及び売掛金	306,699	296,884
有価証券	15,486	11,950
商品及び製品	159,661	151,062
半製品	93,336	109,621
仕掛品	5,757	5,522
原材料及び貯蔵品	299,556	288,893
その他	231,413	180,086
貸倒引当金	△3,151	△3,622
流動資産合計	1,227,970	1,195,843
固定資産		
有形固定資産	※ 679,758	※ 679,561
無形固定資産		
のれん	1,377,162	1,387,397
商標権	336,938	350,900
その他	29,470	30,766
無形固定資産合計	1,743,572	1,769,064
投資その他の資産		
投資有価証券	73,113	83,760
その他	168,192	179,061
貸倒引当金	△30,974	△34,695
投資その他の資産合計	210,331	228,127
固定資産合計	2,633,661	2,676,752
資産合計	3,861,632	3,872,595
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	145,561	149,462
短期借入金	125,315	109,263
コマーシャル・ペーパー	68,000	119,000
1年内償還予定の社債	50,390	50,395
1年内返済予定の長期借入金	22,600	23,024
未払たばこ税	245,615	212,066
未払たばこ特別税	9,918	10,490
未払地方たばこ税	81,813	85,238
未払法人税等	33,535	54,057
引当金	21,682	39,610
その他	280,620	248,926
流動負債合計	1,085,052	1,101,535

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
固定負債		
社債	397,756	409,014
長期借入金	174,603	149,569
退職給付引当金	248,483	251,902
その他の引当金	727	763
その他	230,784	236,532
固定負債合計	1,052,355	1,047,782
負債合計	2,137,408	2,149,317
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	736,406	736,406
利益剰余金	1,304,892	1,310,669
自己株式	△74,575	△74,575
株主資本合計	2,066,724	2,072,501
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,180	12,043
海外連結子会社の年金債務調整額	△26,150	△26,269
為替換算調整勘定	△400,240	△409,160
評価・換算差額等合計	△418,210	△423,387
新株予約権	621	564
少数株主持分	75,088	73,599
純資産合計	1,724,224	1,723,278
負債純資産合計	3,861,632	3,872,595

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	1,463,121	1,467,099
売上原価	1,185,876	1,197,370
売上総利益	277,244	269,728
販売費及び一般管理費	*1 192,970	*1 190,606
営業利益	84,273	79,122
営業外収益		
受取利息	1,472	277
受取配当金	1,181	433
為替差益	1,055	—
その他	1,759	1,668
営業外収益合計	5,469	2,379
営業外費用		
支払利息	8,194	4,568
為替差損	—	2,652
たばこ災害援助金	73	154
その他	2,659	2,539
営業外費用合計	10,928	9,915
経常利益	78,814	71,586
特別利益		
固定資産売却益	9,117	361
投資有価証券売却益	—	1,658
その他	1,125	400
特別利益合計	10,243	2,421
特別損失		
固定資産売却損	1,601	27
固定資産除却損	1,187	732
減損損失	229	788
事業整理損	1,335	—
カナダにおける行政法規違反過料	—	*2 13,267
その他	1,088	5,276
特別損失合計	5,443	20,092
税金等調整前四半期純利益	83,614	53,915
法人税等	39,292	29,554
少数株主損益調整前四半期純利益	—	24,360
少数株主利益	1,452	1,520
四半期純利益	42,869	22,840

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	83,614	53,915
減価償却費	33,256	30,071
減損損失	229	788
固定資産除売却損益(△は益)	△6,982	134
カナダにおける行政法規違反過料	—	13,267
のれん償却額	24,975	23,418
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△3,075	△1,253
受取利息及び受取配当金	△2,653	△710
支払利息	8,194	4,568
売上債権の増減額(△は増加)	9,907	△11,763
たな卸資産の増減額(△は増加)	△26,363	△33,569
仕入債務の増減額(△は減少)	△7,392	△6,624
未払金の増減額(△は減少)	△6,245	△9,463
未払たばこ税等の増減額(△は減少)	21,663	32,499
その他	△54,173	△623
小計	74,954	94,654
利息及び配当金の受取額	2,936	1,257
利息の支払額	△7,966	△3,530
カナダにおける行政法規違反過料の支払額	—	△13,267
法人税等の支払額	△36,980	△51,620
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,943	27,493
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	△8,799
有価証券の売却及び償還による収入	903	3,926
有形固定資産の取得による支出	△25,162	△28,329
有形固定資産の売却による収入	12,539	745
無形固定資産の取得による支出	△765	△1,921
子会社株式の取得による支出	△979	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	△646
その他	390	5,631
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,074	△29,393

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	22,970	△34,615
長期借入れによる収入	315	30,000
長期借入金の返済による支出	△17,263	△616
社債の発行による収入	99,804	—
社債の償還による支出	△150,000	△50
配当金の支払額	△26,454	△28,416
少数株主からの払込みによる収入	—	219
少数株主への配当金の支払額	△2,446	△303
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,650	△1,476
財務活動によるキャッシュ・フロー	△74,726	△35,258
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,268	368
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△48,589	△36,789
現金及び現金同等物の期首残高	167,257	154,368
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	194
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 118,668	※ 117,773

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、JT International Zagreb d.o.o. za trgovinu i usluge等7社については、新たに連結の範囲に含めております。また、フードインクルーヴ㈱等8社については、株式を譲渡したこと等により、連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 257社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間より、千一食品㈱については、株式を譲渡したことにより、持分法適用の関連会社から除いております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 16社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>1. 前第1四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」(前第1四半期連結累計期間278百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。</p> <p>2. 前第1四半期連結累計期間において、特別損失に区分掲記しておりました「事業整理損」(当第1四半期連結累計期間984百万円)は、重要性が減少したため、当第1四半期連結累計期間においては特別損失の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>3. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	<p>1. 前第1四半期連結累計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「有価証券の取得による支出」(前第1四半期連結累計期間△0百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。</p> <p>2. 前第1四半期連結累計期間において、投資活動キャッシュ・フローに区分掲記しておりました「子会社株式の取得による支出」(当第1四半期連結累計期間△0百万円)は、重要性が減少したため、当第1四半期連結累計期間においては投資活動キャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、957,489百万円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、952,070百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																																										
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">4,134 百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td style="text-align: right;">29,269 百万円</td></tr> <tr><td>報酬・給料手当</td><td style="text-align: right;">31,497 百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">4,616 百万円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td style="text-align: right;">6,322 百万円</td></tr> <tr><td>従業員賞与</td><td style="text-align: right;">369 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">11,651 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">20,104 百万円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">24,983 百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">12,161 百万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> </table>	広告宣伝費	4,134 百万円	販売促進費	29,269 百万円	報酬・給料手当	31,497 百万円	退職給付費用	4,616 百万円	法定福利費	6,322 百万円	従業員賞与	369 百万円	賞与引当金繰入額	11,651 百万円	減価償却費	20,104 百万円	のれん償却額	24,983 百万円	研究開発費	12,161 百万円	—		<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">4,362 百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td style="text-align: right;">29,812 百万円</td></tr> <tr><td>報酬・給料手当</td><td style="text-align: right;">34,210 百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">4,153 百万円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td style="text-align: right;">6,480 百万円</td></tr> <tr><td>従業員賞与</td><td style="text-align: right;">281 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">12,353 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">16,134 百万円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">23,423 百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">12,300 百万円</td></tr> </table> <p>※2 連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. は、平成22年4月13日、カナダ政府当局との間において、たばこ密輸や偽造の問題を解決するための協働体制の構築に向けた包括契約を締結すると共に、当社によるRJRナビスコ社からの米国以外のたばこ事業買収以前の期間において、たばこの密輸等に関与したとされる行為に対し、一定の行政法規違反答弁を行い、過料150百万カナダドルを支払いました。なお、当該支払額を、特別損失の「カナダにおける行政法規違反過料」として計上しております。</p>	広告宣伝費	4,362 百万円	販売促進費	29,812 百万円	報酬・給料手当	34,210 百万円	退職給付費用	4,153 百万円	法定福利費	6,480 百万円	従業員賞与	281 百万円	賞与引当金繰入額	12,353 百万円	減価償却費	16,134 百万円	のれん償却額	23,423 百万円	研究開発費	12,300 百万円
広告宣伝費	4,134 百万円																																										
販売促進費	29,269 百万円																																										
報酬・給料手当	31,497 百万円																																										
退職給付費用	4,616 百万円																																										
法定福利費	6,322 百万円																																										
従業員賞与	369 百万円																																										
賞与引当金繰入額	11,651 百万円																																										
減価償却費	20,104 百万円																																										
のれん償却額	24,983 百万円																																										
研究開発費	12,161 百万円																																										
—																																											
広告宣伝費	4,362 百万円																																										
販売促進費	29,812 百万円																																										
報酬・給料手当	34,210 百万円																																										
退職給付費用	4,153 百万円																																										
法定福利費	6,480 百万円																																										
従業員賞与	281 百万円																																										
賞与引当金繰入額	12,353 百万円																																										
減価償却費	16,134 百万円																																										
のれん償却額	23,423 百万円																																										
研究開発費	12,300 百万円																																										

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末 残高と当第1四半期連結貸借対照表に記載されてい る科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (百万円)	※ 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末 残高と当第1四半期連結貸借対照表に記載されてい る科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 113,745	現金及び預金勘定 119,210
預金のうち、預入期間が3ヶ月 を超える定期預金等 Δ 2,212	預金のうち、預入期間が3ヶ月 を超える定期預金等 Δ 6,376
容易に換金可能で価値変動リス クが僅少な運用期間が3ヶ月以 内の短期投資(有価証券) 7,136	容易に換金可能で価値変動リス クが僅少な運用期間が3ヶ月以 内の短期投資(有価証券) 4,940
現金及び現金同等物 118,668	現金及び現金同等物 117,773

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,000千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 419千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 親会社 621百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	28,740	3,000	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部売上高	779,769	568,334	11,142	98,889	4,985	1,463,121	—	1,463,121
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	14,737	8,816	—	36	2,694	26,284	(26,284)	—
計	794,506	577,151	11,142	98,925	7,680	1,489,405	(26,284)	1,463,121
営業利益又は営業損失 (△)	54,617	33,395	△3,269	△3,695	2,901	83,949	324	84,273

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品(商品又は役務を含む)

- ① 国内たばこ…製造たばこ(国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場におけるたばこ事業を含んでおります。)
- ② 海外たばこ…製造たばこ
- ③ 医薬……………医薬品
- ④ 食品……………清涼飲料水、加工食品
- ⑤ その他……………不動産賃貸、リース他

3. 営業費用に含まれているセグメント別の減価償却費、のれん償却額は以下のとおりであります。

減価償却費(有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用)

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
前第1四半期 連結累計期間	14,711	13,207	928	4,163	362	33,372	(116)	33,256

のれん償却額

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前第1四半期 連結累計期間	272	21,318	—	3,393	—	24,983

4. 「国内たばこ」には当社の連結子会社であるTSネットワーク(株)を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品(輸入たばこ製品)の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は以下のとおりであります。

(前第1四半期連結累計期間) 276,767百万円

5. 「海外たばこ」に区分した海外連結子会社の年度決算日は12月31日であり、平成21年1月1日から平成21年3月31日までを前第1四半期連結累計期間に計上しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部売上高	889,982	368,281	204,857	1,463,121	—	1,463,121
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	16,211	51,414	11,118	78,744	(78,744)	—
計	906,194	419,696	215,975	1,541,866	(78,744)	1,463,121
営業利益又は営業損失(△)	50,011	△6,900	40,774	83,884	388	84,273

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

① 西欧……スイス、イギリス、ドイツ

② その他……カナダ、ロシア、マレーシア

3. 前第1四半期連結累計期間において、営業費用に含まれているセグメント別ののれん償却額は以下のとおりであります。

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前第1四半期連結累計期間	3,665	21,318	—	24,983

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	西欧	その他	計
I 海外売上高(百万円)	358,456	215,110	573,566
II 連結売上高(百万円)			1,463,121
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	24.5	14.7	39.2

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3. 各区分に属する主な国又は地域

① 西欧……スイス、イギリス、ドイツ

② その他……カナダ、ロシア、マレーシア

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営陣が経営資源の配分の決定等のために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは主に製造たばこ、医薬品、食品を製造・販売しており、その内製造たばこについては、国内と海外に分けて事業管理を行っております。

したがって当社グループは、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分されたセグメントから構成されており、「国内たばこ事業」、「海外たばこ事業」、「医薬事業」、「食品事業」の4つを報告セグメントとしております。

「国内たばこ事業」は、国内（国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場を含みます）での製造たばこの製造・販売を行っております。「海外たばこ事業」は、製造・販売を統括するJT International S.A. を中核として、海外での製造たばこの製造・販売を行っております。「医薬事業」は、医療用医薬品の研究開発・製造・販売を行っております。「食品事業」は、清涼飲料水、加工食品、調味料の製造・販売等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円) (注) 3	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	合計 (百万円)
売上高					
(1)外部売上高(注) 1	242,399	246,190	11,828	96,215	596,632
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	7,228	11,879	—	36	19,144
計	249,627	258,070	11,828	96,251	615,776
セグメント利益又は損失(△)(注) 2	58,390	72,896	△2,092	4,059	133,253

(注) 1. 当社グループでは事業管理上、売上高に含まれるたばこ税相当額を控除した売上高（たばこ税抜売上高）にて、売上高を管理しております。
 なお、国内たばこ事業、海外たばこ事業の外部売上高におけるたばこ税込売上高及びたばこ税抜売上高の内訳は以下の通りであります。

当第1四半期連結累計期間	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)
たばこ税込売上高	725,373	628,822
たばこ税抜売上高	242,399	246,190
内、調整後税抜売上高(*)	146,140	215,135

(*) 国内たばこ事業の売上高には、当社たばこ製品の売上高に加え、他社たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等に係る売上高が含まれております。また同様に、海外たばこ事業の売上高についても、他社たばこ製品の卸売販売を含む物流事業等に係る売上高が含まれております。国内たばこ事業及び海外たばこ事業の業績をご理解いただくにあたり、これらの他社たばこ製品の卸売販売等に係る売上高を控除した売上高が有用であると考え、これを調整後税抜売上高として開示しております。なお、調整後税抜売上高測定のため、以下の調整を行っております。

国内たばこ事業においては輸入たばこ、国内免税、中国事業等に係る売上高を控除しております。海外たばこ事業においては物流事業、葉たばこ販売、製造受託等に係る売上高を控除しております。

2. セグメント利益又は損失は、減価償却（有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用）及びのれん償却前営業利益ベースの数値（EBITDA）であります。

なお、報告セグメントごとの減価償却費及びのれん償却額は以下のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	合計 (百万円)
減価償却費	10,890	13,001	972	4,018	28,882
のれん償却額	272	20,753	—	2,397	23,423

3. 海外たばこに区分したJT International S.A. を中核とする海外連結子会社グループの年度決算日は12月31日であり、平成22年1月1日から平成22年3月31日までを当第1四半期連結累計期間に計上しております。

3. 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

売上高	金額 (百万円)
報告セグメント計	615,776
その他の売上高（注）1	7,432
セグメント間取引消去	△21,716
たばこ税相当額	865,606
四半期連結損益計算書の売上高	1,467,099

利益	金額 (百万円)
報告セグメント計	133,253
その他の利益（注）1	3,319
本社経費（注）2	△4,621
セグメント間取引消去	△295
その他の調整額	959
小計（注）3	132,616
減価償却費	△30,071
のれん償却額	△23,423
四半期連結損益計算書の営業利益	79,122

（注）1. その他の売上高及びその他の利益は不動産賃貸に係る事業活動等を含んでおります。

2. 本社経費は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であり、企業広報経費や本社コーポレート部門運営費等が含まれております。

3. 小計は全社での減価償却（有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用）及びのれん償却前営業利益ベースの数値（EBITDA）であります。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められています。

下記デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

なお、時価の算定の方法は、取引金融機関から提示された価格等によっております。

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引	369,063	△5,241	△5,241
	通貨スワップ取引	61,775	△462	△462
金利	金利スワップ取引	35,050	1,903	1,903
	金利キャップ取引	282,941	41	△1,342

(注) ヘッジ会計が適用されているものについては、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 172,076円 95 銭	1株当たり純資産額 172,139円 61 銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 4,474円 90 銭	1株当たり四半期純利益金額 2,384円 18 銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 4,474円 44 銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 2,383円 65 銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	42,869	22,840
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	42,869	22,840
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,580	9,580
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	0	2
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

平成21年9月29日、カナダのオンタリオ州政府が、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac社) を含むたばこメーカー13社及び業界団体1団体に対して、下記のとおり、訴訟を提起しております。

(1) 訴訟の当事者等

原告 オンタリオ州政府 (カナダ)

被告 JTI-Mac社を含む、たばこメーカー等14名

(2) 訴訟の内容

喫煙に関連する疾病の治療にオンタリオ州政府が要した医療費相当額の支払いをたばこメーカー (13社) 及び業界団体 (1団体) に対し求めたものであります。

(3) 請求金額

500億カナダドル (約4兆1,880億円)

※ この金額は、被告全体に対する請求金額であります。訴状においては、各被告の負担額・負担割合等は明示されておりません。

当社及びJTI-Mac社では、本件訴訟を全く根拠のないものと考えており、今後、法廷において反論を行うなど、適切な対応を行ってまいります。

なお、カナダにおいては、これまで、ブリティッシュ・コロンビア州政府及びニューブラウンズウィック州政府から、当社グループ会社を含むたばこメーカー等に対して同様の医療費返還訴訟が提起されておりますが、これらについては、請求金額は特定されておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月30日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 達朗 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃木 秀一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 智 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

追加情報に記載のとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. は、平成16年8月11日にケベック州税庁より約13.6億カナダドル（約1,132億円）の課税通知の送付を受け、同年8月24日にオンタリオ州上級裁判所に「Companies' Creditors Arrangement Act（企業債権者調整法）」の申請を行い、平成21年6月30日現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月29日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 達朗 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 智 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 航史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。